



平成 17 年 3 月 10 日

各 位

会社名 株式会社テンアートニ
代表者名 代表取締役社長 喜多伸夫
(コード番号 3744 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 三小田良次
(TEL. 03 - 5298 - 2855)

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 3 月 10 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、平成 17 年 3 月 25 日開催予定の当社第 8 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由
当社の取締役、執行役員、従業員及び契約社員に対しては、業績向上に対する士気を高めるとともに優秀な人材を登用することを狙いとして、当社の監査役に対しては適正な監査に対する意識を一層高めることを狙いとして、当社の取引先に対しては当社との友好な取引関係を一層深めることを狙いとして、当社の顧問に対しては当社業績向上への寄与を促進するためストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものです。
2. 新株予約権の割当を受ける者
当社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、契約社員及び当社取引先
3. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式 750 株を上限とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は次の算式により目的たる株式の数を調整し、その結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行う。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、()当社が合併を行う場合において、存続会社もしくは新設会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継するとき、()当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継するとき、()その他これらの場合に準じて株式数の調整の必要があるとき、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
 - (2) 新株予約権の総数
750 個を上限とする。
(なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数は 1 株とする。ただし、(1)の定めにより株式の数が調整された場合、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数について同様の調整を行う。)
 - (3) 新株予約権の発行価額
無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込をすべき金額（以下「行使価額」という。）は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権の発行日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権（新株予約権付社債を含む）による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、()当社が合併を行う場合において、存続会社もしくは新設会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継するとき、()会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継するとき、()その他これらの場合に準じて行使価額の調整の必要があるとき、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(5) 新株予約権の行使期間

平成19年4月1日から平成23年3月31日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）のうち新株予約権発行時において当社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあった者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位にあることを要する。

新株予約権者のうち新株予約権発行時において当社の顧問及び契約社員であった者は、新株予約権の行使に先立ち当社取締役会の承認を要する。

新株予約権者のうち新株予約権発行時において当社の取引先であったものは、新株予約権の行使時においても当社と継続的に取引を行っていることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権の相続は認めないものとする。

その他の新株予約権の行使の条件については、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

(7) 新株予約権の消却事由及び消却条件

新株予約権者が(6)に定めるところにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が死亡した場合、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

当社が合併を行う場合において、存続会社もしくは新設会社が新株予約権に係る当社の義務を承継しない場合、当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継しない場合、又は株式移転もしくは株式交換によって当社が完全子会社となる場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

その他の消却事由及び消却条件については、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(9) その他、新株予約権の発行に関する詳細については、新株予約権発行の取締役会決議及び新株予約権割当契約により定めるものとする。

注) 上記内容については、平成 17 年 3 月 25 日開催予定の当社第 8 回定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

また、新株予約権の上記以外の具体的な発行内容については、同株主総会以降に開催される取締役会決議により決定いたします。

以 上